

六波羅探題任免小考

——『六波羅守護次第』の紹介とあわせて——

はじめに

承久の乱に際して北条泰時と時房が入洛し、いわゆる六波羅探題が成立する。歴代探題の任免時期については、各種の補任次第が伝来する^①。しかし、それらの記事には相互に異同がみられ、今日の辞典類に付される在職表も一様ではない。

そこで注目されるのが、壬生家旧蔵で、現在は京都大学大学院文学研究科日本史研究室に所蔵される『六波羅守護次第』である。六波羅探題の補任次第として唯一現存する同史料には、他の補任次第にはみられない数々の情報が記されている。この史料はすでに佐藤進一、森幸夫、高橋慎一朗らの研究で利用されているが^②、いずれも東京大学史料編纂所の影写本にもとづく部分的な利用にとどまり、史料全体の概要や特色については検討されていない。

熊谷隆之

このため、記事の解釈に關してなお再考が必要と思われる部分や、これまでみのがされてきた問題も多いのが現状である。

筆者は、これまでおもに發給文書論を通じて西国支配機関としての六波羅に關する考察を進めてきた^③。それに対し本稿では、探題自身の存在形態についての貴重な情報を記す『六波羅守護次第』を原本にもとづいて紹介したうえで、歴代探題の任免時期を確定し、そこから浮上する六波羅探題についての新たな論点を提示することにした。

① 『鎌倉年代記』『武家年代記』『鎌倉大日記』（増補 続史料大成 本）。『將軍執權次第』『関東評定衆伝』（『群書類従』本）、『関東開闢皇代并年代記』（『続 国史大系』本）、『吾妻鏡』『尊卑分脈』『帝王編年記』（『新訂増補 国史大系』本）。

② 佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会、一九七一年、初出は一九四八年。森幸夫『南北両六波羅探題についての基

嘉祿三・四・廿、任修理（櫛）亮。寛喜二・

（この行、紙縫目に記す）
六・十八、於鎌倉卒年廿八。下向関、東時、於宮路山、所勞出来云々。

（第二紙）

南 掃部助

●越後守平時盛時房二男、鎌倉右大臣家勾当、号相模太郎

自元仁元、至仁治三、在京。

（貞）
□応元・八・廿八、任掃部權助。嘉禎二・

□任越後守。同日、叙（從）□五下。同三・

（四）
□・九、從五上。同四・八・廿（八カ）□（正五）□（下）四十二歳

仁治三、出家法名勝円。四十六。建治三・

三イ
五・二、於京都卒年八十一。

北 先駿河守
●陸奥守平重義時四男、十八年

寛喜二・三・十一、立鎌倉上洛。

自寛喜二・四、至宝治元・七、在京。

同七月、十二、□京下向関東、為將軍家後見。

北 左近將監
●武藏守平長重時二男、十年

一人

七月、立鎌倉上
自宝治元・八、至建長八・三、在京。

同月、出京、下向関東。

北 元左近將監
●陸奥守平時茂重時三男、字陸奥弥四郎、十五年

自建長八、至文永七・正、為守護。

（正嘉元）
□□□・六・廿二、任左近將監。同日、叙留。

文永四・十・廿三、任陸奥守。同七・正・

廿七、於京都卒年三十。

南
●式部大夫平時輔時頼三男、字相模三郎

自文永元、至同九年一、為守護。

文永二・四・廿一、任式部丞。同日、叙爵。

（第三紙。冒頭、若干欠損あるか）

北 左近將監
●駿河守平義宗長時一男、字陸奥孫四郎、六年

自文永八・十二、至建治二・十二月、四日出京、在京、下向関東

文永五・十二、任左近將監。同日、叙留。

建治三・六・十七、任駿河守。同八・十七卒。
年廿五。

北 ●元陸奥守
武藏守平時村字陸奥三郎

（建治）
〇〇三・十二・廿三、立鎌倉上九・八イ
自建治四・二・廿一、至弘安十・七、在京。
二月廿一、沙汰執行。
同八・十四午時、下向關東、為一番引付頭人。

正安三・八月、為兩所。

南 ●左近將監平時國時盛孫、為猶子
越後五郎時貞子
字越後弥四郎

建治元・十二・十三、立鎌倉。祖父禪門同
道、入洛之。同三・十二・十九、可為六波羅

（守護）
〇〇之由、被成關東御教書之間

（三カ）
〇〇月十六、左近

同日、叙留。弘安七・六・廿、下向關東。

同十・四月、自害云々イ本、弘安七・九月、於。

南 始
修理亮 本名時業

●越後守平兼時修理亮宗頼男
時頼孫、号相模修
理亮。為貞時猶子之故也

自弘安七・十二・廿八イ
至正応五・十二、為守護。

弘安七・十二・二、自播州賀古河、入于六
波羅南殿。同十・九・十六、入于北殿。

弘安十年、移北方、執權上判。其時、右近大夫將監盛
房、自關東上洛、置南方。雖為五品、下判。

同十一・三・十二、任越後守。正応二・六・廿、壬
（この行、紙綴目に記す）
從五上。同六・正・九、下向關東。同三・七、

（第四紙）

下向鎮西。永仁三・九・十九、於關東

卒年三十二。

（南）
元右近將監時盛孫。越後三郎
●丹波守平盛房政氏子

（自弘）二月十九日、〇〇關東上洛
安十一・二月、至永仁五・

任丹波守

下向關東。同七・八、卒。

弘安五・二・廿八、任右近將監。同日、叙爵將監。

正応・八・廿、從五下。

●北
越後守平久時義宗一男。字彦三郎。先、陸奥探三郎。次、右馬助。同四入洛。

自正応六・四、至永仁五・、在京。

南方丹波守盛房、上判。然而、為北方

執權。久時下判也。

〔正応〕八・三ノ
元・十・二、任右馬助、叙從五下。同二・

〔十カ〕
元・十七、任刑部少輔。永仁三・八・五、從五上。

同十二・廿九、任越後守去少。同五・
〔六カ〕

十八、下向關東為引付一番上首。

正安三・九、転一番引付頭人。嘉元

二・六・六、任武藏守。徳治二・三・廿六、

出家法名。同十一・廿八、卒三六。

●北
從五下
右近大夫將監平宗方宗頼一男

〔貞〕
時猶子之故

北方一方

關東
四番引付頭人。

永仁二・二・五、從五下。同日、任右近將監。同三・

四・十二、転左。同八・廿、任駿河守。同九

月、辞一番引付頭人、為越訴奉行

頭人引付出仕無之。依被申請、蒙御免了。於評定者、出仕之。

為四番頭人。又越訴奉行之。

〔この行、紙雜目に記す〕
嘉元三・五・四、被誅卒依有陰謀之企也。天下卅日穢也。

〔第五紙〕

南
關東上衆

●前
野介平宗宣陸奥守宣時一男

自永仁五・七、至正安四・正・十七。

永仁五・七・廿七、入洛、着于長井掃部

助貞重宿所六条大路。同八・三、御物

沙汰始之。承久以後、為南殿、執權是

始也。同十一・二、始被立南殿六条大路。時房

旧跡。同六・正・廿八、自貞重宿所、移

〔徙新カ〕
殿。同二・二、於新殿御

御評定。正安三・九・廿七(陸奥)
始也

守。同四・正・十七嘆、下向関東為

頭人。嘉元三・八月、為両所。

(この行、補入)
正応元・十・十七、任上野介。

永仁二・八・三、從五上。正安二・十・一、正五下。

正安二・十一・(四)、北方宗方下向関東之後、

為一方管領、行鎮西事。

徳治三・七・十九、叙從四位下。

北
(左馬)
助平基時陸奥守業時孫
尾張守時兼子

(執)

正安三

(車)
大路大友宿所。同廿二、被移
歳十七。先被着六条

北殿。同廿三、出南殿、為評定也。

今日則評定始儀在之。同七・十六、

於北殿評定始也。南殿被渡之。

嘉元、十・八(刻)、下向関東。

正安元年十一・四、任左馬助、即叙之。嘉元二・八・

廿五、從五上。正安四・正・十七、南方宗宣下向関

東之後、為一方。同二月五日、評定始也。一方管領。

(但重)
事者、可為関東注進云々。

左近大夫將監平貞顕

上判、但執權也。

故越後入道顕時子實時孫。与時範並、

實泰義時曾孫

為下臈執權。

各記事に關する問題は後述することとして、まずは史料の現状について簡単に確認しておく。『六波羅守護次第』は、本紙五枚からなる一巻である。巻首の布表紙の端にはおさえ竹と紐が付されるが、題簽はない。表紙裏の見返し紙に続いて装丁紙が継がれ、若干の空白に続いて本紙が貼付されている。本紙には内題といわゆる京都守護の歴代に続き、北条時房と泰時以降、貞顕までの各探題の事績が記されている。

この史料を通覧して気づくのは、本紙の欠損の多さである。各紙は料紙の途中で断簡となっており、各紙の横の法量を断簡ごとに記すと、以下のようになる。なお、縦は一四・〇センチである。

第一紙Ⅱ二六・九センチ十一六・七センチⅡ四三・六センチ。

第二紙Ⅱ二一・七センチ十二五・三センチⅡ四八・〇センチ。

第三紙Ⅱ二七・三センチ十一七・五センチⅡ四四・八センチ。

第四紙Ⅱ三六・八センチ十一〇・三センチⅡ四七・一センチ。

第五紙Ⅱ四二・八センチ十 四・五センチⅡ四七・三センチ。

また、このほかにも大規模な欠損が数ヶ所みられ、それらは約一五センチの等間隔を計る。このことから、本来、同史料は本紙のみで構成され、これらの欠損は本紙のみが巻かれた状態で一具に生じたものとみられる。現状の装丁は修補の際に付されたのであろう。記事の所々には異本と校合した部分があるが、このなかには本文と同筆とみられる追記のほかに明らかな異筆も存在し、欠損部分の記事を補筆したところもある。同史料が他の補任次第を参照しつつ作成され、その後も長期にわたって利用されてきたことが分かる。

つぎに、これまで看過されてきた重要な問題を一点指摘しておきたい。森幸夫は、正安四年（一二〇二）に就任する貞顕までの記載がみられることから、『六波羅守護次第』を一四世紀初頭の

成立と推定する。しかし、現状の第一―五紙は欠損部分の大小により横の法量の合計が異なるものの、本来はほぼ同寸法の料紙であったとみられること^①、貞顕の項の記事と第五紙末端との間の余白はほとんどなく、末端は他の断簡部分とは異なり直線的に裁断されていることから、現状の第五紙末尾は現存が確認できない第六紙との紙継目であると判断される。つまり、『六波羅守護次第』は後欠史料と考えられるのである。成立時期も、先学のいう一四世紀初頭よりもやや下るということになろう。^②

① 第一紙と第三紙の横の法量の合計は他の料紙よりも若干短い、いずれも冒頭部分の欠損によるものとみられる。第一紙の内題部分は行の大半を欠損しており、袖にはもう少し余白があったと推定される。第三紙については、義宗の項と第二紙の時輔の項の間隔や、時輔の項の内容からみて、時輔の項の後半部分に数行の欠損があるものとみられる。

② なお、宗宣の項の部分には異筆の裏書がある。宗宣の経歴が詳細に記されているが、墨色が薄く判読しえない部分も多いので、今回は割愛した。

二 執権と連署

さて、『六波羅守護次第』の記事を参考にしながら諸史料の記事を校合し、各探題の在任時期をおもに入洛と出京の時期にもとづいて一覧化すると、『表』のようにまとめることができる。そ

《表》六波羅探題任免一覧

《第1期》	《期間》	〈北方〉	〈南方〉
承久3年(1221)6月	～貞応3年(1224)6月	◎泰時	時房
貞応3年(1224)6月	～嘉禄元年(1225)6月	——	◎時房
嘉禄元年(1225)6月	～嘉禄2年(1226)正月頃	◎時氏	朝直
嘉禄2年(1226)正月頃	～寛喜2年(1230)3月	◎時氏	時盛
寛喜2年(1230)3月	～仁治3年(1242)5月	◎重時	時盛
《第2期》			
仁治3年(1242)5月	～宝治元年(1247)7月	◎重時	——
宝治元年(1247)7月	～建長8年(1256)3月	◎長時	——
建長8年(1256)	～文永元年(1264)11月	◎時茂	——
文永元年(1264)11月	～文永7年(1270)正月	◎時茂	時輔
文永7年(1270)正月	～文永8年(1271)11月	——	◎時輔
文永8年(1271)11月	～文永9年(1272)2月	◎義宗	時輔
文永9年(1272)2月	～建治2年(1276)12月	◎義宗	——
《第3前期》			
建治3年(1277)12月	～弘安7年(1284)6月	◎時村	時国
弘安7年(1284)6月	～弘安7年(1284)12月	◎時村	——
弘安7年(1284)12月	～弘安10年(1287)8月	◎時村	兼時
弘安10年(1287)9月	～弘安11年(1288)2月	◎兼時	——
弘安11年(1288)2月	～正応6年(1293)正月	◎兼時	盛房
正応6年(1293)正月	～正応6年(1293)4月	——	盛房
正応6年(1293)4月	～永仁5年(1297)5月	◎久時	盛房
永仁5年(1297)5月	～永仁5年(1297)6月	◎久時	——
《第3後期》			
永仁5年(1297)7月	～正安2年(1300)11月	宗方	◎宗宣
正安2年(1300)11月	～正安3年(1301)6月	——	◎宗宣
正安3年(1301)6月	～正安4年(1302)正月	◎基時	宗宣
正安4年(1302)正月	～正安4年(1302)7月	◎基時	——
正安4年(1302)7月	～嘉元元年(1303)10月	◎基時	貞顕
嘉元元年(1303)10月	～嘉元元年(1303)12月	——	◎貞顕
嘉元元年(1303)12月	～徳治2年(1307)8月	時範	◎貞顕
徳治2年(1307)8月	～延慶元年(1308)12月	——	◎貞顕
延慶元年(1308)12月	～延慶2年(1309)正月頃	貞顕	貞房
延慶2年(1309)正月頃	～延慶2年(1309)12月頃	——	◎貞房
延慶3年(1310)7月	～延慶3年(1310)8月	◎貞顕	——
延慶3年(1310)8月	～正和3年(1314)10月	◎貞顕	時敦
正和3年(1314)10月	～正和4年(1315)6月	——	◎時敦
正和4年(1315)6月	～正和4年(1315)9月	◎時敦	——
正和4年(1315)9月	～元応2年(1320)5月	時敦	◎維貞
元応2年(1320)5月	～元亨元年(1321)12月	——	◎維貞
元亨元年(1321)12月	～元亨4年(1324)8月	範貞	◎維貞
元亨4年(1324)8月	～元亨4年(1324)11月	◎範貞	——
元亨4年(1324)11月	～元徳2年(1330)閏6月	範貞	◎貞将
元徳2年(1330)閏6月	～元徳2年(1330)8月	◎範貞	——
元徳2年(1330)8月	～元徳2年(1330)12月	範貞	時益
元徳2年(1330)12月	～元弘3年(1333)5月	◎仲時	時益

れに際しては、以前に発給文書の考察などを通じて提示した《第一期》《第二期》《第三前期》《第三後期》の時期区分を踏襲した。^①以下《表》を参照しながら、探題人事に関する問題に検討を加えていくことにする。

従来、泰時と時房の後任は兩人子息の時氏と時盛とされる。しかし《第一期》には、あえて通説と反する人物の名前をあげておいた。時房の嫡子、朝直である。

『吾妻鏡』貞応三年(一二三四)六月二九日条によれば、北条

義時の死による泰時と時房の下向をうけ、この日、時氏と時盛が上洛するために鎌倉を発している。各補任次第は、兩人の就任をこの貞応三年（一二二四）六月とする。しかし、『明月記』嘉祿元年（一二二五）六月一四・一五日条によれば、時房が大江広元死去の報に接し、一五日に京都を発している。②時房はこれ以前に再び上洛していたのである。すでに佐藤進一や上横手雅敬が指摘するように、時房の離任はこの時点まで引き下げる必要がある。③

『明月記』同月一五日条に「相州曉更下向云々」、その頭注に「留京武士、（泰時・時房）相州二人本間左衛門久家・中務宇間左衛門・石川六郎云々」とある。佐藤進一は「両国司子息」を時氏と時盛、さらに「相州二人」を「相州家人」の誤記とみて「本間」以下にかかる割注と解釈し、時房はこのころ時氏と時盛の上位の探題としての立場にあったと述べる。④上横手雅敬も、時氏と時盛が時房下向後に正式に就任すると理解する。⑤

ところが、時房の下向にさきだつ『明月記』同月一四日条には「子息（時氏）四郎・武藏太郎、可_レ在京。」とある。「子息（時氏）四郎」とは、時房の嫡男朝直のことである。時房が最終的に下向する嘉祿元年（一二二五）六月の段階では朝直も在京しており、そののちになつて朝直は鎌倉へ下向するのである。そして、『明月記』嘉祿二年（一二二六）正月一二日条には「相州子息（男）女、来廿六日引卒

下向。（時盛）掃部助 他腹 一人可_レ在京云々。」とある。

このようにみても、佐藤進一のおこなったような史料操作をことさらに用いるまでもなく、「両国司子息（相州）二人」については泰時子息の時氏と時房子息の「二人」、つまり朝直と時盛の三名のことだと解釈することができる。嘉祿元年（一二二五）六月の段階では時盛ではなく、時氏と朝直の二名がその留守を預かる主要な人材として認識されていたのである。そして、こののちに朝直ら時房子息が続々と下向するなか、時盛が「一人可_レ在京」とされた嘉祿二年（一二二六）正月にいたり、ようやく時氏と時盛兩人の留京が確定するのである。

このように、諸史料の記す貞応三年（一二二四）説や先学のいう嘉祿元年（一二二五）説には、いずれも再考の余地がある。むしろ、朝直を探題とみなすべきかについては別の議論を要するけれども、朝直の事例は『第一期』に六波羅探題がまだ確固とした役職として確立していなかったこと、その地位がなお流動的なものであったことを如実に示しているよう。

加えて、仁治三年（一二四二）の時盛下向後の『第二期』には、重時流による北方歴任期が三〇年以上も続く。この間、南方に就任したのは時輔のみである。そして、時村と時国が探題に就任する建治三年（一二七三）一二月以降、ようやく重時流に限らぬ北

条氏の各流が兩職を歴任するのを通例とするようになる。つまり、

北条氏一門二名が六波羅に常駐する、という通説的な理解は《第一期》と《第二期》には必ずしも妥当しない。そうした体制は、時村・時国期以降の《第三期》にはじめて確立するのである。

『六波羅守護次第』の時国の項には「可_レ為_二六波羅□□_一之由、

被_レ成_二関東御教書_一」とあり、『建治三年記』一二月一九日条では

時国に「^{時村}奥州相共、致_二六波羅雜務_一、可_レ加_二署判_一」と命じられて^⑥いる。『沙汰未練書』の裁許状の作成手続きを解説した部分に

「清書奉行書上時、探題^{探題者、関東者所、京}、^{都ニハ六波羅殿ヲ云也}、^京、^所、^{御判被_レ成_一}」と

あるように、発給文書への署判は探題の重要な職務と認識されていた。以前に筆者は別稿において、両探題併任期の発給文書に両人が連署する原則が確立するのは時村・時国期以降のことであると指摘した^⑧。その画期は、時国に対して「可_レ加_二署判_一」と命じられた、まさにこの時点にこそ求めることができるであろう。

加えて、前掲『建治三年記』にみえる時国への指令や、両探題の一方が執権としての地位にあったという森幸夫の指摘をふまえると、六波羅における二名の首班は関東と同様、執権と連署という関係にあったと理解しうる。そして、こうした両探題の併任や署判に関する原則の確立時期からみて、六波羅における執権・連署制の確立時期も、この建治三年（一二七七）一二月の時点に求

めることができるのである。

さらにいえば、『第一期』と『第二期』には一方探題による単独発給文書が数多くみられ、重時流の人物による単独期も長期にわたる。この時期には、執権と連署の別がさほど重要視されていなかった状況を想定しておく必要がある。そして、『第三期』に両探題の併任が通例化することで、執権と連署の別が明確化されるのである。

そこで、六波羅の執権と連署を確定しておくことにしよう。すでに森幸夫が指摘するように、関東申次の勅命施行状は六波羅の執権を単独の宛所とする。また、他の諸権門から六波羅への出訴に用いられる挙状も同様に、六波羅の執権の名を単独で宛所にするのを通例とする。その結果、貞顕と貞房、範貞と時益の併任期については課題とせざるをえないものの、これまで明らかではなかった基時と貞顕^⑨の併任期については基時宛の文書を確認することができる。また、後述するように、基時と宗宣の併任期についても、同じく基時が執権であったことが別の史料から確認される。

このようにして、六波羅における歴代の執権と連署をかなりの程度まで確定することができる。その結果は、『表』に「○」で示したとおりである。

① 前掲、拙稿「六波羅探題発給文書に関する基礎的考察」。前掲、同「六波羅・守護体制の構造と展開」。各任免時期の確定作業の詳細については、別稿を期することにした。

② 以下、国書刊行会本による。

③ 佐藤進一「光明寺残篇小考―鎌倉幕府守護制度研究の一史料に就いて―」（前掲、同『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』。初出は一九四三年）。上横手雅敬「執権政治の確立」（同『日本中世政治史研究』稿書房、一九七〇年。初出は一九五三―一九五八年）。

④ 前掲、佐藤進一「光明寺残篇小考」。

⑤ 前掲、上横手雅敬「執権政治の確立」。

⑥ 以下『増補 続史料大成』本による。

⑦ 佐藤進一他編『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』による。

⑧ 前掲、拙稿「六波羅探題発給文書に関する基礎的考察」。

⑨ 「東寺百合文書」ヨ函六三一、（乾元二年）正月二〇日、法印祐遍書状案（『鎌倉遺文』二八卷二二三九号）。以下『鎌倉遺文』所収文書は「鎌二八―二三三九」のごとく略記する。

三 離任と就任

《表》からは、ほかに探題人事に関する論点が浮上する。たとえば、北条氏一門から二名を選任するのが通例化する《第三期》にも、一方ないし両方が空席になる場合は多い。《第三期》に探題二名の設置が通例化するとはいっても、それは《第一期》や《第二期》と比較した場合の評価というにとどまるのである。

以下、そのあたりの事情をみてみることにしよう。

建治二年（一二七六）一二月の義宗下向後、翌年一二月の時村と時国の就任までには、約一年の空席期がある。この建治三年二月は既述したように、探題二名の併任や文書発給における連署の原則、それに六波羅における執権・連署制の確立時期である。

加えて、別稿で論じたように、この建治三年二月は訴訟制度や遵行制度など、鎌倉幕府機関としての六波羅の確立過程におけるもっとも大きな画期であった。文永十一年（一二七四）の蒙古襲来を経て、翌建治元年末にいたり、鎮西方面を中心に西国守護の大規模な更迭がおこなわれる。そうしたなか、建治三年末までに、畿内近国守護の座から北条氏一門以外の非在京御家人が除かれるとともに、有力在京御家人でもある畿内近国守護が六波羅評定衆として編成され、六波羅と守護がこの地域の支配をより緊密に支える体制が確立することになる。^①

こうした鎌倉幕府による西国支配の根幹にもかかわる改革と並行して、六波羅の執権・連署制は確立したのである。そして、時村と時国の就任にさきだつ約一年間の空席期は、こうした大規模な制度改革の準備に費やされたのだと理解することができる。

また、延慶二年（一二三〇九）一二月の貞房の没後には約半年の空席期がある。従来、貞房は貞顕の後任として南方に就任したと

の説や、貞房は時範の後任として北方に就任したとする説など、これら三名の関係については各補任次第、先学ともに見解が一致していない。

なかでも、貞頭の離任については少々問題がある。実は、貞頭と貞房がともに花押をすえる延慶元年（一二三〇）二月三・二四日付の六波羅下知状が現存し、このとき貞頭と貞房はともに在職していることが判明するのである。そして、この直後、貞頭は関東へ下向することになる。貞頭の鎌倉到着は、翌年正月一三日のことであった。^③

ところが、これで貞頭は正式に離任したというわけでもなさそうなのである。これに続く同年二月二日付の六波羅御教書の差出には、「前越前守（花押）／越後守」というぐあいに、花押こそみえないものの、貞頭の官職が貞房のそれとともに記されているからである。^④

そこで、この間の事情をさぐってみることにしよう。貞房の上洛にさきだつ延慶元年（一二三〇）十一月の貞頭書状には、「為^{（時範）}遠州^{（時範）}管、今度上洛人、被^レ座^{（時範）}南方、是可^{（時範）}被^レ移^{（時範）}北方由、如法巷説候。」とある。^⑤ 徳治二年（一二三〇）七月八月の時範没後、一年以上も貞頭は単独で探題の職務を担っていた。そうしたなか、南方の貞頭が北方に移り、北方であった時範の後任に別人が南方に就

任するとの風聞があったことが分かる。

こうした事情をふまえると、貞頭の突然の下向をつぎのように理解することができる。鎌倉下向を望む貞頭は延慶元年（一二三〇）八月十一月、みずから南方から北方に転じて引き続き留京するとの風聞をえた。そして翌月、実際に貞房が南方として上洛した。貞房が時範後任の北方ではなく南方に就任したのは、時房流が南方就任を慣例としたためであろう。そこで、貞頭は北方に移り、やむなく貞房と併任したものの、多年にわたる在京を厭い、ほどなく非公式に鎌倉へと下向した。そして、貞頭は関東の三番引付頭人に就任する延慶二年（一二三〇）三月一五日までに、探題からの離任を正式に許可されたのだと考えられる。同年一二月に貞房が没したのちの約半年間は、こうした前歴をもつ貞頭を再び北方として上洛させるために費やされたのであろう。

また、維貞の場合にも同様の事例がある。『武家年代記』正和四年（一二三二）条は、正和三年（一二三二）二月に維貞に対して「可^{（ママ）}有^{（ママ）}六原^{（ママ）}之旨、被^レ成^{（ママ）}御教書。」と記す。当時、南方には時敦が在任していたが、時敦は正和四年（一二三二）六月に北方へと転じている。そして、維貞が実際に上洛するのは同年九月のことであり、この間には半年以上の空白がある。前述の貞房の事例と同様、時房流が南方に就任するのを慣例としたために、時

敦を在京のまま北方に転任させるのに際してこのような時間を要したのであろう。

また、維貞の離任までの経緯も興味深い。元応二年（一二三二）〇）五月に時敦が没したのち、その後任は一年以上も派遣されず、維貞のみが探題の任にあった。そうしたなか、『將軍執権次第』『鎌倉大日記』元亨元年（一二三二）条によると、維貞は同年七月三日に「俄下向関東」するが、「御氣色不快」のために同月五日に「上洛」する。「俄」とか「御氣色不快」という表現からみて、この下向も突然の行動だったのであろう。しかし、希望は許可されず、維貞はこの約三年間、探題の職に在職することになるのである。

これらの事例は、六波羅探題のおかれたつぎのような立場を示すものと考えられる。従来、六波羅探題は関東の執権や連署につぐ要職と説明されることが多い。しかし、『第三期』の一七名の鎌倉下向後の役職は評定衆や引付頭人が大部分を占め、執権や連署まで昇進したのは宗宣、基時、貞顕、維貞の四名にすぎない。

また、若年で探題に就任した兼時、久時、宗方、基時の場合には、鎌倉下向後にはじめて評定衆以上に昇進している。

かつて上横手雅敬は、北条氏一門内には六波羅探題の職を忌避する傾向があったことを指摘し、それは労多く功少ないためだと

評価した。^⑦首肯すべき指摘であろう。実際の例に照らせば、六波羅探題は関東の引付頭人と同等かそれより下位にあったとみるのが相応である。六波羅探題は出世階梯上においても歓迎すべき職ではなく、欠員が生じてもその後任決定にはかなりの困難が強いられていたのである。そして、各探題が交代する際の若干の時間的空白や貞顕や維貞の関東下向といった事象の水面下においては、六波羅探題という職をめぐり、京都と鎌倉を巻きこんで微妙な折衝が繰り広げられていたことが予想されるのである。

① 前掲、拙稿「六波羅における裁許と評定」。前掲、同「六波羅・守護体制の構造と展開」。

② 「山内首藤文書」延慶元年二月三日、六波羅下知状（鎌三一一三四九〇）。「益田家文書」延慶元年二月二四日、六波羅下知状（鎌三一一三四九二）。

③ 「金沢文庫文書」（延慶二年）正月一四日、順覚書状（鎌三一一三五五九）。

④ 「忽那文書」延慶二年二月二日、六波羅御教書（鎌三一―三五六六）。

⑤ 「金沢文庫文書」（延慶元年）一一月三日、北条貞顕書状（鎌三一―三三四〇）。

⑥ 『鎌倉年代記』延慶二年条。「金沢文庫文書」（延慶二年）三月一日、北条貞顕書状（『鎌倉遺文』三二卷三三六三七号）。ただし後年、貞顕は「且愚老、延慶二年に、最勝園寺殿御時、下向候時、前年の十一月に、明春可下向之由、預御返事候了。」と述べており、何らかの内諾はうけていたようである（『金沢文庫文書』年月日未詳、崇

顯貞類書狀（鎌三九—三〇五八〇）。

⑦ 上横手雅敬「六波羅探題と悪党」（同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年。初出は一九六〇年）。

四 北殿と南殿

つぎに、『六波羅守護次第』の記事を参照しながら、執権・連署、北方・南方と六波羅の邸宅の関係について検討を加える。

『六波羅守護次第』の宗宣の項には、「永仁五・七・廿七、入洛、着_二于長井掃部助貞重宿所_六太車_一。同八・三、御物沙汰、始_レ之。承久以後、為_二南殿_一、執権は始也。同十一・二、始被_レ立_二南殿_一。六条大和殿大路。時房／旧跡。同六・正・廿八、自_二貞重宿所_一、移_二□□殿_一。同二・二、於_二新殿_一、御□□／御評定。」とある。高橋慎一郎はこの記事を根拠に、初代時房以来の代々の南方は同一の宿所を使用したと述べる。しかしながら、宗宣の項の「始被_レ立_二南殿_一六条大和殿大路。時房／旧跡」の部分は、宗宣が時房の旧跡に南殿をはじめ、建てた、と解釈せざるをえない。時房の宿所はいつしか廃絶し、その故地に宗宣が南殿を再建したのである。

さて、宗宣が南方として最初の六波羅の執権であることについては、「承久以後」以下の記事から森幸夫が指摘したとおりである。しかし、この部分を切り離すのではなく宗宣の項全体のなか

で解釈することで、六波羅の執権に関する新たな知見をえることができる。

もつとも単純に考えると、この部分はその前の部分、つまり長井貞重宿所で宗宣がおこなった「御物沙汰」の説明とみるのが自然であろう。そこで、末尾の「同二・二、於_二新殿_一、御□□／御評定。」の部分で確認すると、「御□□」の部分は残画から「御物」と判読できる。ここには本来、「於_二新殿_一、御物沙汰、始_レ之_一御評定。」などといった文言が記されていたと推定される。

森幸夫は、六波羅の執権を両探題のうちの政務主導者と評価した。しかし、前掲部分をさきのように判読すると、宗宣の項は執権、物沙汰、評定の場に関する一連の記事として解釈することができる。つまり、森の評価からさらに踏み込んで、六波羅の評定における物沙汰を主宰するのが執権の権能である、という論点をまずは導きだすことができるのである。

そして同様に、これに続く基時の項も従来とは異なる角度から解釈することができる。基時の項には「□□□・六・廿一、入洛_七。先被_レ着_二六条_一□□大友宿所。同廿二、被_レ移_二□□北殿_一。同廿三、出_二南殿_一、為_二評定_一也。今日則評定始儀、在_二之_一。同七・十六、於_二北殿_一、評定始也。南殿被_レ渡_二之_一。」とある。両探題に職務上の差異はないとする上横手雅敬の見解^①に対し、高橋慎一郎はこ

の記事を根拠に、六波羅の評定の場に関して月番制度が存在した可能性を指摘する。

しかし、従来はみのがされてきたものの、基時の項の冒頭にはわずかに「執」という文字が判読できる。ここには本来「執権也」といった文言が記されていたと推測される。基時は宗宣や貞顕との併任期を通じて、執権だったとみてよいだろう。

『六波羅守護次第』をあらためて通覧してみると、同史料には宗宣や基時の項をはじめとして六波羅の執権に関する記事が数多く記載されていることに気づく。たとえば、兼時の項の「移北方、執権上判」、久時の項の「南方盛房、上判。然而、為北方、執権、久時下判也。」、貞顕の項の「但□執権也。」「与時範並、為下脇執権」など、六波羅の執権に関する情報を記すことが同史料作成の主眼のひとつであったことは明白である。基時の項もやはり執権の地位に関する記事として解釈する必要がある。

宗宣の項によれば、宗宣就任直後の評定の際は長井貞重宿所から新造の南殿へと移っている。また、基時の項によれば、基时就任直後の評定はそれまで執権だった宗宣の居所である南殿、翌月には新たに執権となった基時居所の北殿でおこなわれている。したがって基時の項は、執権の交代にともなって評定の場合が南殿から北殿へと移ったことを示す記事として解釈することができる。

つまり、この記事が示すのは、月番制度の存在ではない。宗宣の就任以前にはいずれも北方が執権としての地位にあり、おそらく評定は北殿でおこなわれていた。だが、宗宣の執権就任にともなって執権居所としての南殿が新造されたことにより、北殿と南殿いずれかの執権居所で評定が主宰される、六波羅におけるまったく新しい政務の方式が確立したと考えることができるのである。

ところで、六波羅北方に立地した代々の將軍御所の造営や維持の用途は、すでに鎌倉中期には御家人役から徴収されていた^②。そして、正和四年（一二一五）の御家人役に関する史料には「六波羅殿御所用途^③」、鎌倉末期の史料には「六波羅南北御屋形用途」の存在がみえる^④。「南北」という表現から、これは北方と南方の邸宅建設や維持の費用をさすものとみられる。鎌倉末期までに、北方の將軍御所とともに南殿の建設や維持が御家人役の賦課のための名目として確立していたことが分かる。

このようにみると、『六波羅守護次第』に宗宣による南殿建設が記されていることの意味をさらに追究して見る必要があるように思う。前述のごとき高橋慎一郎は、初代時房以来の南方は同一の宿所を使用したと理解する。しかし、『六波羅守護次第』は宗宣が時房旧跡に南殿をはじめ、建てたと記している。宗宣の前任者は盛房であるが、その離任は永仁五年（一二九七）五月、

宗宣の就任は同年七月である。時房以来の邸宅がこの短期間に突如廃絶したと考えるよりも、時房の邸宅はそれ以前に廃絶しており、盛房以前の南方居所は時房旧跡とは別個に存在したと考えerほうが自然であろう。宗宣以前の南方は、得宗家と時房庶流の人物のみで占められる。おそらくは家系ごと、あるいは個人別に邸宅を所有していたのではないかと思われる。

そして、『六波羅守護次第』で南殿がはじめて建てられたと特筆されているのは、この南殿がそれ以前の南方居所とは別の場所に建てられたというにとどまらず、それらとは異なる何らかの性格を具備していたからと考えることができる。

そこで想起されるのが、この南殿は六波羅の執権が物沙汰を主宰する評定の場合ともなり、御家人役により建設ないしは運営されていたことである。つまり、宗宣が建てたのはこれ以前の単なる六波羅南方の私邸とは異なり、鎌倉幕府機関としての性格を帯びた六波羅南殿なのである。そして、そうした性格を有する南殿が宗宣の就任に際して、はじめて建てられたのだと理解することができる。おそらくこれは『六波羅守護次第』の作成段階でもっともよく知られていた南殿、さらにいえば幕府の滅亡まで存続した最後の六波羅南殿であったにちがいない。

そして、このような性格を有する南殿の成立は、北方と南方と

いう役職の位置づけをめぐる変化と軌を一にするものとして理解することができると。かつて上横手雅敬は、南方の北方に対する付随的地位を指摘した。^⑤宗宣の就任以前にはいずれも北方が執権の地位にあり、また、北方には將軍御所が立地したことから、北方が鎌倉幕府にとって重要な場であったことに疑いはない。しかし、そうした状況はそれの実、筆者の時期区分でいえば『第一期』『第二期』『第三前期』のみに妥当する。

そして、『第三後期』初頭における宗宣の南方就任以降、そうした関係に変化が生じる。宗宣以降の南方を家系ごとに列挙すると、実泰流の貞顕・貞将、時房嫡流の貞房・維貞、政村流の時敦・時益となるが、このうちの貞顕、維貞、貞将の三名は南北併任期においても執権であったことが確認される。

《第三後期》初頭に時房嫡流の宗宣が南方に就任したのち、それ以前は北方への就任例しかなかった政村流や、そもそも探題への就任例のない実泰流をふくめた北条氏各流による南方への就任例がみられるようになる。それとともに、このうちの時房嫡流と実泰流には、南方として六波羅の執権に就任する道が開かれるのである。

そこで、これまで述べてきた点をふまえると、六波羅における執権と連署、北方と南方、北殿と南殿について、つぎのように

まとめることができるかと思う。

『第三前期』初頭に六波羅における執権・連署制が確立し、以後、評定における物沙汰を主宰する執権の地位が確立する。そして、『第三後期』初頭に鎌倉幕府の京都における政庁としての南殿が建設される。御家人役によって建設や運営の費用がまかなわれ、六波羅における執権居所として評定の場にも使用される北殿と南殿とが併存することになるのである。そうしたなか、北方に対する南方の役職としての付随的地位も解消され、南北のいずれかが六波羅の執権に就任するようになる。

前述のごとく、探題の地位は北条氏一門の間で忌避され、その人事をめぐっては各流の先例や家格、各人の臍次など、何かと差し障りも多かった。そうした状況下で、時房嫡流のように比較的家格が高く、南方就任の先例をもつ一門を六波羅の執権として派遣することが可能になるとともに、実泰流など探題就任の先例をもたぬ家系にも北方や南方、ひいては六波羅の執権に就任する道が開かれるのである。

これは、北殿とともに政庁としての南殿を新たに建設し、北方と南方の地位を均質化させる一方、執権と連署の別を明確化することで、探題人事の柔軟化が図られたものと評価することができよう。そして、六波羅に執権と連署、北方と南方、北殿と南殿が

並立するこのような体制が、鎌倉幕府が滅亡への途をたどりはじめる『第三後期』にいたり、ようやく確立を遂げるのである。

① 上横手雅敬「六波羅探題の成立」(同『鎌倉時代政治史研究』。初出は一九五三年)。

② 『吾妻鏡』正嘉二年五月九日条。

③ 『田代文書』正和四年五月日、某注進状(鎌三三―二五五二五)。

④ 『和田文書』正慶二年、和田助家代助康目安(『岸和田市史』第六卷)一三七号)。

⑤ 前掲、上横手雅敬「六波羅探題の成立」。

むすびにかえて

以上、『六波羅守護次第』をはじめとする史料にもとづき、人事をはじめ、六波羅の執権と連署、北方と南方、北殿と南殿などに関する問題に論及した。

いわゆる六波羅探題については、承久三年(一二二一)の承久の乱を経て成立し、以来、北条氏一門二名が南北探題として六波羅の政務を支えたといった説明がしばしばなされる。しかし、時房が鎌倉へ下向する際の時氏、朝直、時盛をめぐる状況や、時盛下向後、重時流の人物が北方を歴任する時期が三〇年以上続くことなどをふまえると、そうした理解は必ずしも妥当であるとはいえない。

そして、初度の蒙古襲来を経て、鎌倉幕府による西国支配の体系に大規模な変更が加えられるなか、建治三年（一二七七）末にいたり、その集大成として六波羅の制度改革が断行されることになる。これを機に、南北両探題の併任や発給文書への連署の原則化とともに、六波羅における執権・連署制が整備されるのである。

六波羅の執権の重要な権能のひとつは、六波羅の評定で裁許をはじめとする物沙汰を主宰する点に求められる。南北両探題の併任制が整えられるなかで、六波羅の最終決定権者としての執権の地位が確立するのである。また、院宣をはじめとして他の権門から六波羅へと宛てた取り次ぎ文書の宛所には、執権の名前のみがすえられた。これは、関東の場合と同様である。関東の執権・連署制に対応するかたちで、六波羅にも執権・連署制が導入されるのである。

一三世紀末になると、時房嫡流の宗宣が南方としてはじめて六波羅の執権となる。宗宣は就任に際し、始祖時房の旧跡に南殿を新造する。そして、このうち北殿とともに南殿の造営や修造、運営は御家人役によってまかなわれるようになる。鎌倉幕府の政庁としての南殿が成立し、北方と南方とがこのようなかたちで併存してその政務を担う体制が、一三世紀末に確立するのである。

とはいえ、北条氏一門にとって労多くして功少ない六波羅探題

への就任は、必ずしも歓迎すべきものではなかった。これまで六波羅探題は関東の執権や連署につぐ要職とされる場合が多いが、実例に照らせば、鎌倉幕府内の出世階梯上において六波羅探題は関東の評定衆の上位、引付頭人の下位かそれと同等の地位にとどまる。

しかし、探題就任への忌避は、職務の困難さや昇進上の問題のみによるものではなからう。たとえば、北条時宗の庶兄時輔が誅殺された二月騒動はつとに有名であるし、また、時国についても種々の史料は謀叛を匂わせている。一門、他門が抗争を繰り返すなかで長らく鎌倉を離れることは、いらぬ疑惑を生むおそれさえあったのである。

如上の状況を相互に考えあわせるとき、貞顕や維貞が関東の正式な許可をえずに突如下向した理由は、いつそう明瞭になる。今後、検討を進めていくのに際しては、六波羅探題のおかれたこのような立場をふまえておく必要があるだろう。

以上、六波羅探題という地位が確立するまでの過程について、各時期の段階差をふまえながら、従来よりも連続的に示すことができたのではないかと思う。

むろん、残された課題も多い。六波羅が鎌倉幕府の西国支配機関として確立する過程の概要は以前にも述べたが、^①公家や寺社勢

力の存在もふまえた六波羅の位置づけなど、検討すべき課題は山積している。しかし、それらの問題についてはすべて別の機会に譲ることにしたい。

① 前掲、拙稿「六波羅における裁許と評定」。前掲、同「六波羅・守護体制の構造と展開」。

（京都大学文学部研究生

A Consideration of the Appointment and Dismissal of
Rokuhara Tandai : Including an Introduction of the *Rokuhara-shugo shidai*

by

KUMAGAI Takayuki

This study introduces a printed text of the *Rokuhara-shugo shidai* 六波羅守護次第, (Register of the Rokuhara Shugo), heretofore unknown in its entirety, and addresses new issues concerning the government offices known as Kitadono 北殿 and Minamidono 南殿, and the executive posts of Shikken 執権, Rensho 連署, Kitakata 北方 and Minamikata 南方 at Rokuhara on the basis of a confirmation of the terms in office of successive Rokuhara Tandai 六波羅探題.

There are various kinds of historical records noting the appointments and dismissals of Rokuhara Tandai, but many of those texts are contradictory. The *Rokuhara-shugo shidai* has been quoted by researchers concerned with the Kamakura Bakufu 鎌倉幕府 and/or the Rokuhara Tandai, but all researchers have quoted it in part. There was never a serious consideration of the character of the text, and many problems of the interpretation of the text remain.

It is often thought that two members of the Hojo clan 北条氏 were simultaneously named Tandai, (Kitakata and Minamikata) following the Jokyu War of the third year of the Jokyu era (1221). The system of dual Rokuhara Tandai, a Kitakata and a Minamikata in office at the same time was not established until Kenji 3 (1277). Thereafter, the system in which the Kitakata and the Minamikata served in the offices of Shikken and Rensho respectively was established at Rokuhara. One of the privileges of the Shikken was to supervise the hyojo 評定, executive councils, in his residence at Rokuhara. With the reconstruction of the Minamidono in Einin 5 (1297), the path for the Minamikata to become Shikken at Rokuhara was inaugurated. The Kitakata and the Minamikata thereby became parallel posts, and it became possible for more members of the Hojo clan to be named Tandai.

The members of the Hojo clan, were not anxious however to accept the post of Rokuhara Tandai. The reasons for this included the fact that negotiations with the courtiers and temples in the western part of Japan were among the post's arduous duties, the status of the Rokuhara Tandai within Kamakura Bakufu was not

particularly high, and given the ceaseless infighting between the Hojo and other warriors in Kamakura, an extended stay away from Kamakura often resulted in accusations of treason.